

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、保護の実施に遺漏のなきを期されたい。

(別紙) 新旧対照表

○生活保護法による保護の実施要領について(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)

改正案	現行
第 6 最低生活費の認定	第 6 最低生活費の認定
4 住宅費	4 住宅費
(1)家賃、間代、地代等	(1)家賃、間代、地代等
ア～カ(略)	ア～カ(略)
キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に 3 を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。	キ(略)
ク(略)	

社援保発第 0731003 号 平成 15 年 7 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、保護の実施に遺漏のなきを期されたい。

(別紙)新旧対照表

○ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)(抄)

改正案	現行
第4 最低生活費の認定	第4 最低生活費の認定
問30 局長通知第6の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。	問30 局長通知第6の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。
答「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を・必要とするときに限られるものである。	答「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。
1～5(略)	1～5(略)
6 宿所提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。)等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合	6(略) 7(略)8(略)9(略)10(略)11(略)12(略)13(略)14(略)
7(略)8(略)9(略)10(略)11(略)12(略)13(略)14(略)15(略)	
問77 局長通知第6の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。	
答「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。	
1 居宅生活ができると認められること。	
2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。	
3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。	
4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。	
問78 局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。	
答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。	